

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月18日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第2号

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(仕事と育児又は介護との両立に資する制度又は措置等)

第25条 会計年度任用教職員の仕事と育児又は介護との両立に資する制度又は措置等については、勤務時間規則の適用を受ける教職員の例に準じて別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)